#### S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.268

2016.12.25

# 発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449,6466

FAX +66-2-261-6419,6379

Address: 23<sup>rd</sup> FIr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand

地図

E-Mail: siasia@loxinfo.co.th(総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許) design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <a href="http://www.s-i-asia.com">http://www.s-i-asia.com</a>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN http://www.s-i-

asia.com/about\_us/about\_us5、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シェール青山 2 階

TEL:03-3402-0013, FAX:03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当:鈴木秀幹弁理士·矢守章子·有吉文·井口文絵·Saay Palalikit)

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

- ~事務所より~
- ~編集者より~

#### 記事目次

- ~タイに対する米国 TPP 離脱の影響について専門家が意見を述べた~
- ~タイへの TPP 撤廃の影響~
- ~タイとドイツが鉄道協力協定に署名する~
- ~タイコンピュータ犯罪法に利害関係者が不満を述べる~
- ~タイコンピュータ犯罪法改正に対し懸念が生じている~
- ~タイ政府は日本に鉄道プロジェクトへの支援を求める~
- ~タイ政府は Facebook を用いた侵害をターゲットとする~
- ~タイの銀行はベトナムへの TPP 撤廃の影響は少ないとの見解であり、中国台湾へも進出

#### している~

- <u>~タイで模倣品の取引を行っているウェブサイトや Facebook に対する法的措置の準備が進められている</u>
- ~タイの農産物が中国で GI 登録予定となっており中国代表団が視察に訪れた~
- ~タイ政府はタイをアセアン No.1 のキャッサバ生産国とすることを目指す~
- ~タイはどのようにして生物資源盗賊行為と戦うことができるか~
- ~タイコンピュータ犯罪法は論争中であるが成立に向けて準備されている~
- ~タイで新会社登記が急増~
- <u>~中国の映画産業の成長には知的財産の開発が必須であるとセミナーで業界関係者が</u>意見を述べた~
- <u>~中国でマイケルジョーダンが自身の漢字表記の使用を中止するよう中国企業を訴えた商</u>標権侵害訴訟で一部勝訴~
- ~アメリカ次期大統領は就任初日に TPP から脱退すると言明する~

#### ~事務所より~

# (ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを12月25日付けで更新しました。

# (1月、2月の祝祭日のお知らせ)

1月は2、3日が祝祭日です。2月は13日が祝祭日です。

# (弊所の年末年始休業のお知らせ)

誠に勝手ながら、12月28日から1月3日まで休業させて戴きます。ファックス及びメールは 通常とおり使用できますので、ご利用ください。1月4日から業務再開致します。

#### (タイ国王崩御に伴う休日について)

今後式典その他の影響で特別な休日が設けられる可能性がありますので、ご注意ください。

# (再信: 第4報:商標法改正は7月28日より施行されました)

7月28日に施行された新商標法には、連合商標制度の廃止、音商標の採用、応答期間の短縮、料金値上げなどの、改正がなされています。 弊所ホームページでは、2016 年商標法和訳 2016.9 を掲載しました。 なお、この改正に伴う省令などの下位法令の改正については、4月12日付けで意見募集がなされておりますので、これも案が確定次第、お知らせ致します。 12月20日現在、省令規則は確定していません。

マドリッドプロトコルへの加盟時期については、商標法改正施行後にタイ政府よりWIPOへ加盟申請書が発布され、その後通常3ヵ月で発効します。 知的財産局の発表では、WIPO

への加盟申請が来年1月、その後の発効となり2017年4月頃を予定しているとのことです。 なお、弊所は、新商標法の QA を作成しましたので、ご要望の方は弊所までご連絡ください。

# (タイ知的財産裁判所の控訴審導入について)

2016年10月より、控訴審の導入が国会承認され施行されました。この控訴審は、今まで二審制としていた特殊事件(労務、知財、税務、破算、家庭事件)に適用されるもので、2016年7月末より最高裁取り扱いとなった案件を対象としています。 特に、労務事件が圧倒的に多いのが特徴です。 現時点、この控訴審に提訴した知的財産事件は1件のみという情報です。

#### ~編集者より~

ようやく乾季到来である。 街角のレストランも屋外にテーブルを設置し始める季節となった。 朝晩の気温は20℃前後で、実に心地良い。

今年一年を振り返って、大きなセミナーやシンポジウムで東南アジアについて講演する機会が何度かあった。 そこで感じたことは、聴衆の印象は、今まで中国のみの対応に追われていた眼で、ASEAN をそのまま一括で見るという傾向が強いということだ。 なぜかそうしなければ、落ち着かないといった様子である。 企業の事業展開とは、恐らくそういうものであろうとは以前より頭で分かっていても、やはり私には非常な不満が残る。 中国への展開と同様な観点での事業展開を ASEAN で展開しても恐らく結果的には失敗に終わるのではなかろうか。まるで、多国籍企業のように箪笥を動かす感覚での単なる経済論理だけで動く企業進出である。あえて表現するなら思想なき経済進出いや企業進出とでも言えるのではなかろうか。企業内での検討する際の観点の大いなる変更を求めたいものだ。

多国籍企業のような世界企業となると、経済論理だけで事業展開できるのかもしれないが、 今や ASEAN への企業進出は、もはや中小企業がほとんであるのが現実だ。この場合、取 引先が進出したから進出するという以上に、もう一度企業進出論理を社内で構築するべき ではないかと思う。

ASEAN は、多様性国家の集合体だと私は、いつも表現している。国家そのものが、歴史、 民族、宗教において多様性に富んだ集合体である。 この集合体に均一性や、統合性を 期待しても、全く無駄であり、読み間違いが生じる。 その分、一か国毎に丁寧な分析と、 進出動機を探らなければならない。 この「丁寧に」というのが、キーワードである。

95年の ASEAN 首脳会合で、共同特許庁、商標庁構想がぶち上げられた。あれから20 年以上経過するが、何の成果もないのが現実である。 別に ASEAN が努力を怠っているわ

けではない。 ASEAN 事務局内にワーキンググループがあり、様々な検討が行われているが、 実質的にそれほど共通した規則や基準が生み出されたことはない。これも多様性を示す証 左と思う。

各国バラバラであり、良く言うと各国が独自の思想方針を持っての法規則改正を繰り広げている。そこに統一感は全くなく、多様であるということだ。

この多様な国々に対し、画一的な陳情を行っても、なかなかうまく行かない。 ASEAN への対応する際の交渉事のキーワードは、「可能性はあるが、期待はするな」という一語に尽きる。日本政府の外交にしろ、知財行政にしろ、企業団体からの要請にしろ、何かを期待していては、絶対に袖にされるというのが、私の長年の経験である。ここは、禅坊主になったつもりで、「期待はせずに、粛々と相手国の国作りに協力する」ことである。

先日、SEAIPJ(現地日本企業の知財関係者のネットワーク、ジェトロバンコクが事務局を行っている)とタイ税関との会合が催された。 別段、交渉を行ったのではなく、我々の問題認識を彼らに伝えに行ったというのが、正確な処であろう。 我々の課題は、①意匠への水際措置対象の拡大 及び ②現行水際措置の困難性 である。 多くの日本企業が事前登録を税関及び代理人事務所勧められ、登録を行っている。しかしながら、ほとんどの日本企業が登録後の通報は全く受けていないため、不満を募らせているのが現状だ。

タイの水際措置には、制度としての事前登録は存在しない。実務上、行っているものの、その成果は全くないと言ってよい。 日本企業集団には、その不満が渦巻いているのが現状だ。この原因を税関に聞くと、一応に権利者側の非協力的対応を指摘されるが、それも一理ある。なぜなら、発見される侵害品が数点程度で情報が権利者に送られているからだ。 それは、サンプルであることを正確に権利者側に伝わらないでいる。 その理由は、介在している事務所が税関との意思疎通に欠けているためと思われる。 税関によると、権利者側はその程度の数量の通関だったら水際措置を見送る事例が多いという。 そして、もし通関を一度行うとその権利者には、その後一切税関からの通報はない。 権利者と税関との信頼関係が損なわれたという結果である。

このような状態では、憤懣は山積するばかりである。このような事例をウオッチングするために、見送る事例情報をジェトロなどの公共目的の団体で集約できないか。 現行水際措置の可能性と限界、そして改善策がみつかるメカニズムを構築していくことを追求していきたいものだ。日本政府や関係機関は、外国での水際措置に対し助成金措置などがとられているが、それだけでは、全く不十分である。 是非に事例を解析検討できる体制作りを現地国の日本政府等の関連機関に望みたいものだ。

さて、話の順序が遡るが、意匠の水際措置の話題に移ろう。 ASEAN 各国は、TRIPS の最低限の遵守として、商標と著作権についての水際措置を行っている。当然に、意匠の水際措置は制度上不可能である。 特にタイでは、今年2月に商品輸出入法を改正し、その省令が改正されたばかりである。 もちろんこの省令の中に意匠侵害品の取り扱いはない。我々グループは、制度の話は別として、実務上に障害があるのかどうかを、調べたいと思った。税関側の回答は、実務上の困難性を挙げた。 それは、輸入品を検閲しても、それが、意匠侵害かどうかを適格に判断する者がいないということだ。

日本の税関ではどのようにしているのかも問われたが、正確には回答できずに我々の会合は終わった。 このような事態を受けて、是非にも我々から協力できるアイデアはあるのではなかろうか。日本の意匠審査官を水際措置支援に駆り出すというアイデアはどうであろうか。 権利者側の不満 → 現地政府の無力を検証 → 日本政府からの人材活用 協力プロジェクトの開始 → 現地政府の活性化と知財環境の向上

といった大きな流れを是非今後二国間で構築したい。 来年に向けて、この流れにおいて、 大いなる議論を期待し、知財関係者各位の知恵の結集を求めたい。

この一年、ご愛読どうもありがとうございました。来年は、さらに情報を充実させたいと思っております。 良いお年をお迎えください。

# ~タイに対する米国 TPP 離脱の影響について専門家が意見を述べた~

米国のトランプ次期大統領は昨日、来年1月に大統領に就任後即時 TPP から離脱すると述べた。タイ荷主協議会(Thai National Shippers Council)の Nopporn Thepsithar 会長は、この決定はタイにとってメリットとデメリットがあると言う。ポジティブな面としては、タイはTPPに未加盟であったことから、ベトナム、マレーシア及びシンガポールを含む TPP 加盟国に遅れをとることがなくなるという点が挙げられる。これについてタイは将来の自由貿易協定に用いられる、より高い水準を準備する時間が持てることになる。しかし Nopporn 会長は、タイは気を抜かずに貿易、投資、及び知的財産に関する水準を上げていかなければならないとし、米国は TPP を終結させると即時に、中国に均衡する勢力として二国間貿易協定の準備に奔走することになるだろうと指摘した。同会長はまた、トランプ次期大統領がこれまでの貿易協定は米国に損失をもたらしたとくり返し述べていることから、今後米国はより厳しい貿易交渉を行う可能性があるとの考えを示した。Nopporn 会長はまた、タイは US-Asean FTA 又はアジア太平洋地域国家間 FTA など、多国間の貿易協定でも米国と交渉を行うべきだと話した。この問題について商務省通商交渉局の Sunanta Kangvalkulkij 副局長は、TPPの撤廃によりタイはプレッシャーから開放されると話した。Sunanta 副局長は、ベトナム、マレ

ーシア等のタイの近隣諸国で TPP に加盟している国は外国の投資者から支持されていないと指摘した。しかし今の状況により、TPP に加盟していない国、特に ASEAN 地域の TPP 非加盟国が東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP)に目を向けることとなり、RCEP の発効を加速させる可能性がある。Sunanta 副局長は、TPP が終結すれば米国は他の二国間交渉により注目するようになり、トランプ氏は事業家として、米国への貿易とビジネスの利益に集中し、経済的損失をもたらす協定は無視するだろうと話した。

(2016年11月23日、タイネーション)

# ~タイへの TPP 撤廃の影響~

米国のトランプ次期大統領は大統領就任後他国との二国間貿易協定を継続するとのこと だが、これは世界の貿易と投資に良い兆しをもたらすものではない。先週ペルーで行われた APEC の会議では、中国とロシアが、TPP が撤廃された場合アジア太平洋自由貿易地域 を推進すると発表した。中国とロシアはいずれも TPP 加盟国ではない。TPP の撤廃は主要 メンバーである日本にも動揺を与えている。日本はタイにTPP交渉への参加を促していた。 TPP 非加盟国であるタイは加盟国であるベトナムやマレーシアと比較し外国からの投資にお いて不利な立場にある。現在タイを拠点としている国内向け又は多国向けの複数の産業が TPP の恩恵を狙って製造工場をベトナムに移転することを計画している。これについては、 TPP が頓挫することで、代替となる東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP)が後押しされることとなる。日本も現段階 では RCEP をTPP の代替とすることを提案しているが、経済規模から見て真の立役者は中 国になると見られる。RCEP は ASEAN10 カ国と中国、日本、韓国、インド、オーストラリア及 びニュージランドから構成される。これが効果的に TPP に取って代われば、タイは地域内及 び世界での貿易・投資における立ち位置を再度設定する時間の猶予を得る。現在タイの GDP のうち輸出が 70%をも占め、外的要因が長期的かつ持続可能な成長には決定的事 項となる。タイの GDP の成長率は今年第3四半期3.2%と、第2四半期の3.5%と比較し スローダウンした。HSBC によれば、2016 年 9 月までのタイの GDP 成長率は 3.2%で、2015 年の同時期は 2.8%であった。今年第 1・第 2 四半期の成長が内需によるものであったのに 対し、第 3 四半期の成長は実質サービスの輸出に依存するところが大であった。経済成長 を促すため、タイ政府は大量輸送路線、複線鉄道路線、高速道路、空港の拡大など大 規模なインフラ投資事業を進める必要がある。この他、農産物の価格下落や中国からの観 光客の減少への対応が求められる。

(2016年11月23日、タイネーション)

#### ~タイとドイツが鉄道協力協定に署名する~

タイ運輸省(Ministry of Transportation: MOT)とドイツ連邦運輸デジタルインフラ省

(Ministry of Transport and Digital Infrastructure: BMVI)が、昨日、将来の鉄道開発協力における意図の共同宣言(Joint Declaration of Intent: JDI)に署名した。タイとドイツは技術および知識共有の分野において長い協力の歴史を有している。1995 年以来、タイとドイツはバンコクにおける大量輸送ネットワークの建設を共同で行っており、ドイツ企業はタイの鉄道産業のため、また同時に、他の東南アジア諸国やそれ以外の国の鉄道産業のために、600 人超のタイの技術者をトレーニングしてきた。JDI への署名とともに、両国は、緊密な協力と、両国の鉄道システムにおける開発と延伸に関する経験の交換についての意図および決定を強調した。タイ運輸省によると、JDI はまた、両国がベストプラクティスである政策の共有とともに、鉄道専門家、研究者および技術者の交換と訓練を意味するものである。(2016 年 11 月 24 日、タイネーション)

# ~タイコンピュータ犯罪法に利害関係者が不満を述べる~

新たなコンピュータ犯罪法(Computer Crime Act: CCA)の法案が、昨日の議会での公聴 会において、著名な法執行者を含む利害関係者から激しい非難を浴びた。起草者は特別 基本法に対するヒヤリングをさらに開催することを確約した。Surangkana Wayuparb 電子取 引開発庁(Electronic Transactions Development Agency: ETDA)エグゼクティブデイレク ター兼、新たな CCA 法案を起草している国民立法議会(National Legislative Assembly: NLA)特別委員会スポークスマンは、新たなコンピュータ犯罪法案は spam、重要インフラの 保護、インターネット上の偽情報、罰金及び訴訟スクリーニング委員会を扱うためのものであ る、と述べた。法執行者、インターネットサービスプロバイダ、オンラインサービスプロバイダ、モバ イル事業者、人権団体及び国連人権高等弁務官事務所(United Nations Office of the High Commission on Human Rights)の代表を含む何百もの団体が3日間のヒヤリングに 出席した。科学技術関連犯罪抑制部(Technology Crime Suppression Division))副指揮 官の Siam Boonsom 警察大佐は、CCA の法案は「名誉毀損に対して言及していない」た め、法執行者は明確なフレーズを挿入することを望んでいるようだ、と述べた。法律専門家で あり、起草委員会のメンバーである Paiboon Amonpinyokeat 氏は、新たな CCA 法案と 5 つの基本法案はアメリカ、EU、及び、シンガポール法及び指令をフォローし人権に関する懸 念に配慮していると述べた。Paiboon 氏は、仲介業者及びモバイルホスティングへの影響を 緩和するために現在の CCA14 条及び 15 条の問題の多い適用に関する懸念と取り組んで いる、と述べ。新たな法案もまた、何段階もの通知が規定されており、一つの窓口で何かを しようとするものでは決してない、と述べた。ISRA Institute の Prasong Lertrattanavisut ディ レクターは、我々は、なぜ、誰によってウェブサイトがブロックされているのかをクロスチェックする システムを持つべきである、と述べ、サイト閉鎖の命令は大臣のみによって行われるべきでは なく、そもそも判事であっても何百ものブロック要求を判断することは難しく思われる、と述べた。 しかしながら Paiboon 氏は、14 条はフィッシングと本人確認の識別を扱うことを目的とするも のであると認めている。

# ~タイコンピュータ犯罪法改正に対し懸念が生じている~

タイコンピュータ犯罪法の最新の改正は正式には完了していないが、すでに改正を考慮すべ き勢いを得ている。法改正に責任を有する国民立法議会(National Legislative Assembly: NLA)の改正委員会は、最新の訂正に関する一般からの意見を水曜日に受け 取っており、Human Rights Watch、Internet Dialogue on Law Reform、iLaw といったいくつ かの人権団体から懸念が提起されている。最大の懸念は、新たな改正により人々の自由が 抑圧されるかどうか、および、表現の自由に関するものである。法律によって安全を感じたり 保護されることの代償に、これらグループはこの法律が人権を侵害することを憂慮している。コ ンピュータ犯罪法の批判者たちはこの法律が誤用されると信じており、オンライン上の詐欺や フィッシングといったインターネット犯罪と取り組むという本来の意図から離れて、人々を名誉 毀損で告発するために広く用いられるであろうと述べている。iLaw の法律専門家である Anont Chavalawan 氏は、コンピュータ犯罪法は、特に、"偽りの情報(false information)" の投稿を禁ずる第 14 条に問題があり、結果として法の誤用を招く、と述べ、法の精神は第 一にフィッシングや偽造の抑圧を目的としている、と述べて、"偽りの情報"との用語は相当に 広く、もし今、メッセージがオンライン上に投稿された場合、人々はしばしば刑法とコンピュータ 犯罪法の両方の法律で名誉毀損として告発されることになる、と述べた。Anont 氏は、コン ピュータ犯罪法は、2 年から 5 年の懲役という重い刑罰を科していることから名誉毀損をカバ ーすべきではなく、より重要なことには、同法の第 14 条はしばしば批判者および活動家を抑 制するために用いられる、と述べた。Anont 氏は、Facebook への投稿やオンラインへの投稿 のいずれであれ、抗議することはきわめて簡単であり、批判者や活動家を偽りの情報を投稿 したとして告発することも簡単である、と述べた。Anot 氏は、そのようにすることで情報元を消 耗させて、その働きに注目する代わりに、人々は時間と費用の両方がかかる訴訟を戦わなけ ればならなくなる、と述べた。Anot 氏は、苦情を申し立てる者は、時折訴訟を活動家との交 渉手段に用いると述べた。

・コンピュータ犯罪法の最新の改正案における懸念の要点(出典:iLaw)

第 14 条 表現の自由を害するおそれのある、特に、政府の政策をチェックあるいは批判する ことを目的とする人々に対する、いわゆる"偽りの情報"のアップロードの禁止。

第 15 条 インターネットサービスプロバイダに課される罰則。偽りの情報と主張されたものを取り下げ、当局に知らせなければならない、とすることは、自己検閲を悪化させかねない。

第 18 条および第 19 条

当局の主張する犯罪がコンピュータやインターネットに無関係であってさえも、容疑者の所有するパーソナルコンピュータを調査し押収することのできる権利を与えられた当局により起こり得るプライバシーの侵害。

第 20 条

恣意的に選任された情報フィルタリング委員会が裁判所に対し、不法行為だけではなく、国の"道徳の基準"を破ると考えられる場合を含む、いかなるウェブサイトであってもブロックを要求できる。

(2016年11月28日、タイネーション)

# ~タイ政府は日本に鉄道プロジェクトへの支援を求める~

運輸省筋によると、バンコクとチェンマイを結ぶ高速鉄道開発スキームには、実現のために日 本の協力が必要である。同情報筋は、プラユット首相は、今月中旬に日本の首相の特別 顧問と面会する際に、両国が 673km に及ぶ高速鉄道計画に投資すべきだと提案する予定 であると述べた。この動きは、アーコム運輸大臣と石井国土交通大臣が 8 月に高速鉄道プ ロジェクトへの協力覚書の署名を行なったことをフォローするものである。 この協力合意のもと で、タイとして鉄道分野で初めてであるこの高速鉄道プロジェクトは、日本の新幹線システム を採用し、2 月に JICA が実地調査の結果を最終報告書試案として発行後、来年両国が 基本計画に取りかかる見込みである。類似の合同投資計画に、中国とのバンコク~ノーンカ イ間の複線鉄道路線計画があるが、計画に対する障害があり、政府はプロジェクトをバンコ ク~ナコンラーチャシマー間に縮小し、複線から単線に変更した。しかしながら、バンコク~ノ ーンカイ鉄道改善計画は、最近、タイ及び中国間の中断されていた会合を再開させた。 Pirapol Thawornsupacharoen 運輸事務次官補は、日本側がタイー日本鉄道改善計画 基本調査結果を 11 月 29 日の会合でアーコム運輸大臣に提示したと述べた。調査結果に は5ルートの案が掲載されており、Pirapol 運輸事務次官補は、日本側は来年2月に各ル ートに対する賛否両論の概要及び投資計画とともにすべての報告をタイ政府に行うことが期 待されている、と述べた。バンコク~チェンマイ鉄道は 673km、概算投資額 5,467 億バーツで あり、第1期としてバンコク~ピサヌローク間 380km、概算 2,774 億バーツが建設予定である。 Pirapol 運輸事務次官補はまた、日本側が内陸コンテナ基地及びタイ国有鉄道(State Railway of Thailand: SRT)による貨物輸送会社設立を含む、貨物輸送改善計画を提案 した、と述べた。

(2016年12月5日、バンコクポスト)

# ~タイ政府は Facebook を用いた侵害をターゲットとする~

タイ知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)のトサポン局長は昨日、DIPが Facebook に対し、侵害品販売に用いていたアカウントを閉鎖するよう求めた、と述べた。トサポン局長は、シンガポールにある Facebook の地域本社とコンタクトして、侵害品を販売するために使用される、タイで登録されたアカウントを抹消するよう求めた、と述べた。タイで登録されたアカウントのオーナー3名が逮捕されており、うち2名はバンコクを拠点とし、1名はチョンブリを拠点としていた、とトサポン局長は述べた。トサポン局長は、不正に商品を販売されて損害を受けた知的財産権者に対し、直接Facebookへ通知するよう勧め、Facebookは、

自身のソーシャルネットワークを通じた侵害品の販売を支援しないとの明確なポリシーを有しており、アカウントを悪用するユーザを速やかに抹消する、と述べた。DIP は偽物のオンライン上での販売に対する取り締まりを続けており、侵害された楽曲や映画を販売している多くのウェブサイトやソーシャルメディアチャンネルを見つけている。ウェブサイトやチャンネルが探しだされると、DIP は著作権侵害者を追跡し彼らを逮捕する警察に対し注意を促す。トサポン局長は、DIP は反模倣キャンペーンの一環として、日常的に Web ページを十分に調べている、と述べた。情報筋によると、Facebookを通じた偽物販売は増加している。

(2016年12月6日、バンコクポスト)

# ~タイの銀行はベトナムへの TPP 撤廃の影響は少ないとの見解であり、中国台湾へも進出している~

ベトナムは TPP 加盟国の一つであるが、ベトナムの製造業、特に繊維分野は TPP 協定の ゼロ関税の恩恵を受けると見られている。バンコク銀行の Chaiyarit Anuchitworawong 副頭 取は仮に TPP が廃止されてもベトナムは米国の主要貿易相手国であり、この 2 か国は二 国間協定を締結できるだろうとの考えを示した。Chaiyarit 副頭取は、米国とベトナムの二国 間協定はベトナムの貿易と直接投資に有益であり、労働人口の多さと低賃金が直接投資 を誘致するプラス要因であり、ベトナムはTPPの撤廃による不利益は受けないと考えていると 話した。サイアムコマーシャル銀行は今年 5 月にベトナムに支店をオープンした。同行もTPP の撤廃による事業計画への影響はないと考えている。これはベトナムへの直接投資が非常 に強力であり、投資を呼び込むもう一つの主要な要因として低賃金があるためだと同行の Kamalkant Agarwal 筆頭副頭取は述べている。昨年ベトナムへの直接投資は 227 億 6,000 万 US ドルと、前年の 125 億 US ドルから急上昇した。タイはベトナムへの投資国中第 11 位となっている。タイの銀行で保有資産第 4 位のカシコン銀行は、ベトナムは重視する地域 であり、ベトナム中央銀行からライセンスを取得次第支店をオープンすると Kattiya Indravijaya 頭取は話している。バンコク銀行はタイの経済停滞を受け、中国の"Go South" 政策に沿って、中国本土と台湾、特に台湾にも注目している。バンコク銀行は台湾に支店 を 3 店舗持っている。Chaiyarit 副頭取はこの支店では円滑な金融サービス提供のため台 湾企業の顧客をバンコクにある同行本店に呼び込むことができるとし、台湾企業は付加価 値のある事業を ASEAN に拡大することを望んでいると話した。カシコン銀行は、バンコク銀 行が中国でタイの銀行のステイタスを上げた後、タイの銀行として 2 番目に中国に進出する ことを目指していると Kattiya 頭取は話している。

(2016年12月6日、タイネーション)

# ~タイで模倣品の取引を行っているウェブサイトや Facebook に対する法的措置の準備が進められている~

タイ知的財産局のトサポーン ダンスブット局長は、Facebook Live を通じた侵害行為の取

締りについて、同局がシンガポールの Facebook 本部に知的財産法を侵害しているユーザーの情報を提供するよう協力を要請したと話した。トサポーン局長は、知的財産局が著作権の所有権者に対し侵害行為を政府に通報するよう求めており、これによりオンラインウェブサイトや Facebook を利用して偽造品の取引を行っている者を著作権法や商標権法といった知財関連法違反で処罰することができるようになると話した。オンラインで取引される最も一般的な模倣品はブランドバッグ、財布、時計、サングラス並びに映画及び音楽である。トサポーン局長は、タイ政府の取締り対策チームが Facebook Live を通じて偽造品の取引を行っていたと見られる事件 3 件について法的措置を講じる準備ができている。この 3 件のうち、2 件はバンコク、残り 1 件はチョンブリー県で起こった。コンピュータ犯罪法の改正により、政府は間もなく、模倣品の取引を行っているウェブサイトや Facebook を閉鎖する権限を持つようになる。

(2016年12月6日、タイネーション)

# ~タイの農産物が中国で GI 登録予定となっており中国代表団が視察に訪れた~

タイ知的財産局は中国からの視察団に対し、中国で GI 登録予定のタイの商品、Tung Kula Rong Hai のホームマリライス、Pak Phang のサイヤムルビーポメロ及び Phetchabun のスウィートタマリンドの 3 商品を紹介した。タイ知的財産局の Thosapone Dansuputra 副局長/局長代理は、これら 3 商品は中国で人気を得ており、GI 登録により経済大国である中国の市場で保護を受けることができるようになると話した。過去 3 年間、中国はタイのポメロ(ザボンの仲間)の最大の輸出先であり、タマリンドの輸出先としては第 2 位であった。

(2016年12月9日、タイネーション)

# ~タイ政府はタイをアセアン No.1 のキャッサバ生産国とすることを目指す~

キャッサバ管理政策委員会(CASSAVA Management and Policy Committee)は、イノベーションと技術を用いて、タイをアセアンをリードするキャッサバ生産国にするための、2017 年から2026 年にかけて実施される新たな戦略を紹介した。委員会の議長を務めるアピラディ商務大臣は委員会後、イノベーションと技術開発を用いたタイのキャッサバ産業改善ビジョンは、キャッサバ製品に付加価値を与え、主に中国向けを中心としたキャッサバ輸出へのタイの依存を下げる結果をもたらすと述べた。アピラディ商務大臣は、10 か年戦略は長期間のキャッサバの需給バランスを保証し、また、イノベーション及び付加価値製品とともにタイをキャッサバ生産及び貿易の中心とすることに重点を置き続けるものである、と述べた。10 か年戦略は生産、加工、マーケティングを含む様々な事項をカバーしており、まず、850 万ライ(136 万へクタール)のキャッサバ生産エリアの管理と最も効率的な生産及び品質のためにゾーニングを行う。2026 年には、1 ライあたりの収穫高は現在の 5t 未満から 7t に増加することが期待されており、また、生産コストは 10%の削減が見込まれている。また、主として糊、紙、繊維、甘味料、医薬品の各分野をはじめとする多くの分野において、キャッサバの需要が見込まれて

いる。キャッサバ貿易の新たな基準が 5 年以内に設定されると見込まれており、また、政府はキャッサバ産業の上流から下流までの情報をリンクするデータベースを構築する予定である。この戦略のもとで、キャッサバ製品の輸出額は、2019 年の概算 1,200 億バーツから 2026 年には少なくとも 1,500 億バーツとなることが期待されている。政府は、農家にキャッサバ生産のためのソーラーシステムといった技術導入を勧め、新技術導入及びキャッサバ加工のための長期低利貸付を提供する。バイオプラスチック生産や他の食品産業におけるキャッサバ原料の新製品研究も支援対象である。

(2016年12月13日、タイネーション)

# ~タイはどのようにして生物海賊行為と戦うことができるか~

開発途上国に所有されている生物資源は、先端のバイオテクノロジーを装備した先進国の 研究者および企業により調査され開発されてきた(以降、それぞれ「供給国」「利用国」と呼 ぶ)。特定の資源に対する成功した研究の後、知的財産権のもとで研究結果が私的権利 として主張される結末を見出すことは珍しくない。例えば、日本の研究者が最近、タイではク ラトムの葉としてよく知られる、植物のミトラガイナスペシオーサに対して、そのインドールと呼ば れるアルカロイドが効果的な鎮痛剤であるとして、タイで特許保護を求めて出願を行なった (S&I 注:日本特許第 5308352 号(WO2009/069794)がその特許と思われる)。生物資源 に対する供給国の要求は、特許権が研究者や企業に許諾されることにより、供給国が 代々同じ目的でクラトムの生物資源を伝統的に用いていたにもかかわらず、要求自体が自 動的に消尽されてなかったものとされてしまう。これが、"生物海賊行為(bio-piracy)"問題の 始まりである。1992 年に、その国固有の生物資源に対しては当該国が絶対的主権を有す るという基本原則を有する、生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD) が生物資源の不正使用解決のための手段を提供するために採用され、2010 年までに、生 物資源の将来の利用国は、生物資源にアクセスする前に供給国から許諾を得るよう求め、 また、そのような資源からもたらされるいかなる利益も均等かつ公正に供給国と分け合うとい う、アクセスおよび利益配分原則に実務的効果を与える、CBD の付属議定書である名古 屋議定書が締結された。名古屋議定書は 2014 年 10 月に発効したが、タイはまだ批准し ていない。タイにおいて、生物資源は市場でも市場外でも高い価値を有している。存在する 法は生物資源への不法アクセスに対する保護手段を提供している。一見、これは十分であ るように聞こえる。皮肉なことに、しかしながら、この件に関しタイにとっての最大の問題は、同 じタイプの資源に責任を有する主体である関連政府機関を細切れにしてしまうほど法が"多 すぎる"ことである。自然資源を効率的に管理するために、タイはよりよい保護と自然資源の 管理および地域社会の興味を考慮に入れるために当局間を調和させる新法を立法する必 要がある。もしそのような新法を効果的にするなら、いくつかの考慮を計算に入れる必要があ る。まず、利用国は国の許諾が得られていない限り知的財産保護を求めないことを誓わされ るべきである。このアプローチはオーストラリアやインドといった国で適用されている。いわゆる

"カムバック条項"は原産国の内外を問わず知的財産登録を求めようと希望する場合、利 用国へ最新の許諾を求めるよう義務付ける。多くのシチュエーションにおいて、地域コミュニテ ィが生物資源のオーナーあるいは管理人である。"カムバック条項"の役割は、生物資源盗 賊行為の防止の重要性にある。しかしながら、問題は、地域社会の人々が法的スキルも知 識も欠いていることである。生物資源法は、一度採用されると、地域社会に法の専門知識 を提供しなければならない。もし、地域の人々が適切なコンサルテーションを受けられなかった 場合、彼らが得たいかなる約束あるいは許可も無であり役に立たないことから、この法律は 法の専門知識を提供すべきである。最後の点であるが小さくはない点として、いくつかの植物 品種の治療上の価値は、クラトムやマリファナのように長い間規制されてきた。タイの研究者 は、それらの植物が不法ドラッグのリストに掲載されていることから、それら植物の研究開発に 対する意欲を削がれている。これら特定の植物品種に関連する法は、タイの研究者にこれら 禁止植物を含む研究遂行についての機会を与えモチベーションを回復させるために、生物 海賊行為と戦うよう制定される法と調和しなければならない。結論として、タイの現在の法制 定状況は、生物海賊行為と戦いそれを防止するために効果的ではない。それゆえに、立法 者は新たな法が生物海賊行為と戦うにおいて包括的かつ効果的であるように、すべての要 素を考慮に入れなければならない。

(2016年12月14日、バンコクポスト)

# ~タイコンピュータ犯罪法は論争中であるが成立に向けて準備されている~

国民立法議会(National Legislative Assembly: NLA)は今日、人権に対する脅威であると してタイネチズンネットワーク(Thai Netizen Network)やアムネスティインターナショナルの提出 した、30 万人に及ぶインターネットユーザの反対署名にもかかわらず、2007 年コンピュータ犯 罪法の改正の最終公聴会を進める。一方、プラユット首相は、法案はインターネット接続に 対するいわゆるシングルゲートウェイを提供するものにすぎない、と述べ、(改正法のもとで)ポ ルノグラフィーや他の不適切なコンテンツをブロックするのみである、と述べた。プラユット首相は、 これらの望ましくないコンテンツは人々や子供を害するものであり、新法は善良な国民を守る 目的のものであり、7 千万人のタイ国民を監視する許可を隠すためのものではない、と述べ、 これまで多くの不適切で不法なウェブサイトを見て来たものであるから、これらと取り組むため の法的手段を必要としている、と述べた。反対者たちは、新たな条項は人権と表現の自由 を侵害するもので、先週金曜に行われた第2回公聴会で、NLAによって通過された最新版 であっても依然として偽物問題は存在する、と述べた。タイネチズンネットワークのリーダーであ る Sarinee Achavanuntakul 氏は、用語の変更が行われたとしても、法の本質、とりわけ第 14条には表現の自由に対する脅威が残っている、と述べた。最新の訂正で、第 14条は"ゆ がんだ(distorted)"情報のインターネット上への投稿禁止を含む、との国民投票法で用いら れているのと同じ用語が含まれている。活動家は、その曖昧さにより、この条項は政府を細 かく調査しようと試みる人々に対して用いられるおそれがある、と述べた。Sarinee 氏は、現在

のコンピュータ犯罪法第 14 条においても、重要な問題から遠ざけるために、多くの人々がすでに名誉毀損で訴えられていると述べた。一方、陸軍サイバー戦争コマンド隊長の Ritt Indaravudh 少将は、NLA は法の訂正に関する国民の懸念に留意すべきである、と述べた。 Ritt 少将は、国民は新法のメリットに関するより多くの情報を必要としている、と述べ、新法はデジタルエコノミー及びデジタル社会の振興を目的とし、またソーシャルメディア及びデジタルメディアによって侵害される国民の権利を保護するためのものであるが、他人の権利を侵害し法を破る者は罰せられるものである、と述べた。元首相であるアビシット民主党党首は、新法が権力者によって政治的利益のために濫用されることを憂慮していると述べた。 NLA で改正案を起草した委員会のアドバイザーである Paiboon Amonpinyokeat 氏は、法案には欠点に比べて利点が多く、特に、ソーシャルメディアにおけるフィルタリングがよりよく行われるであるうと述べた。

コンピュータ犯罪法改正案のキーポイント(出典:iLaw)

	2007 年現行法	2016 年改正法
スパム	キャンセルのためのオプション提供のないスパムは 20 万バーツ 以下の罰金	罰金は 10 万バーツ以下に減額
システムセキュリ ティ及びセキュリ ティ犯罪	セキュリティ関連犯罪に対する 罰則なし	国家安全保障毀損関連のコンピュータ犯罪に対しては 1 年以上 10年以下の懲役及び 2 万バーツから20 万バーツの罰金
コンピュータシス テムへの偽情報 の投入	名誉毀損の罪で対応可能	法律違反として経済安全保障及 び公衆安全のための罪もカバーさ れる
サービスプロバイダに対する罰則	サイバー犯罪に対する故意の 支援や許諾により罰せられるリスクがある	通知されて問題のあるコンテンツを 削除することで罪には問われない
フォトモンタージュ の頒布	フォトモンタージュの頒布自体が 法律違反	死体を含むフォトモンタージュの頒 布は法律違反とされ、3 年以下の 懲役、20 万バーツ以下の罰金
フォトモンタージュ 除去のための命 令	条項なし	当局はフォトモンタージュを押収し 破壊させる権限を有する
コンテンツ管理	国家安全保障を脅かすと考えられるコンテンツ、テロリズム関連コンテンツ、公序良俗を害す	コンピュータ犯罪法に違反すると認 められるいかなるコンテンツもブロック される

	るコンテンツはブロックされなけれ ばならない	
特別委員会	条項なし	オンラインコンテンツを監督する 2 つの委員会が設置される。うち 1 つはいかなるウェブサイトあるいはオンラインコンテンツもブロックする権限を有する
コンテンツの記録	プロバイダはコンテンツの記録を 90 日から1 年間保存する必要 がある	記録保存期間は 2 年に延長される
法のもとで働く政 府職員への手当	条項なし	法のもとで働く政府職員には大臣 によって命令され財務省によって許 諾される特別な手当が与えられる

(2016年12月16日、タイネーション)

# ~タイで新会社登記が急増~

今年タイで新たに登記された会社は目標の 6 万社を超え、65,000 社まで急増している。2017 年には、より強力な経済成長と会社登記の効果的なマネージメントという前向きな見通しから、この数字は更に増えると期待されている。事業開発局の Banjongjitt Angsusingh局長は、政府の景気刺激策及び投資奨励策、所得税控除、付加価値税の据え置き並びに観光業の強化から、今年後半会社の新設が急増したと話している。同局は、今年 11 月の新会社登記数は前年比 14%増の 5,799 社で、最近 4 年間で会社登記数が最も多い月となったと報告している。設立時の資本金は前年比で 2%増、前月比で 9%増の 160億バーツであった。今年 11 月まででみると、新会社の登記数は 59,878 社で前年より 5%ダウンした。新会社の急増は、貴金属店や薬局に新たに会社登記を義務付けたタイ政府の政策にも起因する。今年 11 月までの会社の倒産件数は 15,820 社で前年比で 6%減少した。現在タイで事業活動を行っている会社は計 64 万 6,460 社でこのうち 1,152 社が公的企業である。この他、オンライン事業者が 21,731 社登録されている。オンライン事業者として数が多いのはファッションや衣料品の業者で、医薬品、IT・ソフトウェア商品がこれに続く。(2016 年 12 月 16 日、タイネーション)

# ~中国の映画産業の成長には知的財産の開発が必須であるとセミナーで業界関係者が 意見を述べた~

先週香港で Business of IP Asia Forum と China Daily 紙の共催で開催されたセミナー "Strategic IP Management in China's Film and Creative Industry"において、中国の映画やその他のクリエイティブ産業にとって、自分の知的財産を開発することが健全な成長を

続けるために必須となることが確認された。中国は 2020 年までに現在より 19%成長し映画 観客動員数を 25 億人、興業収益を 150 億 USD とし世界一の映画市場となることを目指している。この目標を達成するため、クリエイティブ産業は、映画、小説、オンラインビデオ、テレビシリーズ、ゲーム、バラエティショー、音楽、テーマパーク及び派生商品のバリューチェーンの 再形成をするために知的財産のより一層の整備を進めている。しかし今年第 2 四半期の興業収益は若干落ち込んでおり、理由の一つとして中国の元安が考えられている。それでも映画界の今年の総収益は 440 億元に達すると見られている。今回のセミナーでは、パネリストから最も懸案事項として中国における海賊版商品が挙げられた。

(2016年12月6日タイネーション、2016年12月9-15日チャイナデイリー)

# ~中国でマイケルジョーダンが自身の漢字表記の使用を中止するよう中国企業を訴えた商標権侵害訴訟で一部勝訴~

バスケットボールのスタープレーヤーであるマイケルジョーダンが中国での商標権侵害訴訟で一部勝訴した。これは中国を拠点とするスポーツウェアメーカーがマイケルジョーダンの名前の中国語表記を使用していたのにジョーダン側が申立を行ったもので、数年間に及ぶ裁判の末、昨日判決が出た。中華人民共和国最高人民法院は判決で、中国福建省のQiaodan Sports Co に対しジョーダンの中国語表記である "Qiaodan"(訳注:喬丹)の商品への使用中止を命じた。ジョーダンの名前は中国の需要者に広く知られている。判決ではQiaodan 社がジョーダンの中国語表記の英語アルファベットの音訳の使用については中止が命じられず、中国国内でジョーダンの名前を使用することでジョーダン氏の権利を侵害することはないと述べられた。2012 年、シカゴ・ブルズが中国当局に対し、NIKE のジョーダンブランドと類似した名称と口ゴを使用した Qiaodan 社の商標権を無効とするよう求めた。シカゴ・ブルズは Qiaodan 社がバウンドするバスケットボールのシルエットと共にこの名称を使用することでジョーダンと関係があるかのように需要者に誤認させているとして、告訴した。2 つの下級審で訴えが退けられた後、ジョーダン側は最高人民法院に上告していた。

(2016年12月9日、タイネーション)

# ~アメリカ次期大統領は就任初日に TPP から脱退すると言明する~

ドナルド・トランプ次期アメリカ大統領は、月曜日に短いビデオメッセージで公約を発表し、就任初日にアメリカは環太平洋経済連携協定(Trans-Pacific Partnership: TPP)から脱退することを表明した。選挙戦においてグローバリズムの背後に取り残されたと感じた、怒れる労働者階級のアメリカ人の票を獲得したトランプ次期大統領は、私のアジェンダは、「アメリカ第一主義」という、シンプルな核となる原則に基づいている、と述べた。1月20日に就任するトランプ次期大統領は、貿易においては、アメリカにとっての潜在的な災害であるTPPから脱退するための通知を提出し、代わりに、アメリカ国内に仕事と産業をもたらす、公正な二国間貿易の交渉を行う、と述べた。トランプ次期大統領は、TPP及び北米自由貿易協定

(North American Free Trade Agreement: NAFTA)は、アメリカの経済と雇用を害するもの であると述べた。トランプ次期大統領のポピュリズム選挙プラットホームは、TPP の廃棄と同 様に NAFTA の再交渉について述べている。日本の安倍晋三首相は、アメリカ抜きの TPP は無意味であると述べ、ブエノスアイレスで記者団に対し、土曜にリマで TPP 加盟 12 か国 のリーダーが集まったが、アメリカ抜きで TPP を発効させようとの議論は行なわれなかった、と 述べた。東京にあるアジア開発銀行研究所(Asian Development Bank Institute: ADBI)リ サーチエコノミストの Matthias Helble 氏は、TPP の代わりに二国間貿易交渉を、とのトラン プ次期大統領のアナウンスは、高くつくであろう、と述べ、10年に及び激しい交渉の成果が放 棄された、と述べた。トランプ次期大統領は、アメリカの労働者よりも低賃金で働く査証プロ グラムの濫用を調査するようにアメリカ労働省に指示する、と述べた。エネルギー分野では、ト ランプ次期大統領は石油及び天然ガスをあと押しして、石炭に回帰すると公約を述べた。ト ランプ次期大統領はまた、国防省に対しアメリカをサイバー攻撃及びその他すべての形式の 攻撃から防御する計画を作成するように命じると述べた。メキシコとの国境に壁を作る、何百 万人もの移民を国外退去させる、イスラム教徒の入国を禁止する、オバマケア法の廃止、と いった、トランプ次期大統領の選挙期間中のいくつかの重大な選挙公約については、なんら 言及されていない。

(2016年11月23日、タイネーション)